

帯のこ盤のスパイク付きローラーに 巻き込まれる

業 種：製材業
被 災：死亡1名

労働省安全課

1. 災害発生状況

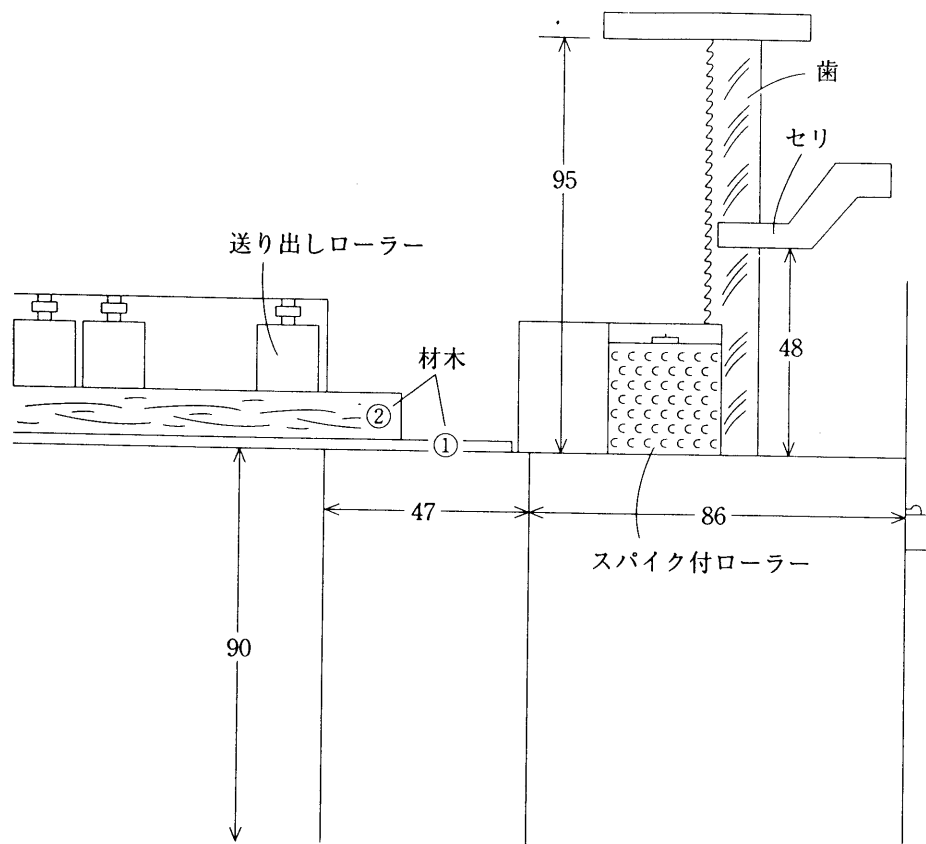
本件死亡災害は、製材工場の帯のこ盤で作業を行っていたところ、スパイク付きローラー（帯のこ盤の歯のところにあり切断時に材料を送るもの。）に被災者Aの服の袖が巻き込まれ、そのまま帯のこの歯によって頭部を切断されたものである。

製材工場において、被災者Aは、通常は、フォークリフトによる丸太の運搬等の作業を主に行っており、風邪気味であったことから、袖口がやや広い自分のジャンパーを着用していた。災害当日は、運搬作業がほとんどなかったこと、また、作業員が1名休んでいたことから、帯のこ盤の作業を作業員Bと行うこととなった。

帯のこ盤の作業は、長さ2～4mの加工材を、9～12mmの一定の厚さに加工するものである。1人が送材側、1人が搬出側に配置されており、被災者Aは搬出側で、加工された材を別の機械に移し替える作業を行っていた。

送材はほぼ自動的に行われるようになっていたが、送りローラーからスパイク付きローラーに加工材が移る工程で、送りローラーが加工材を十分に送り出さず、加工材がスパイクに引っかからずに止まってしまうことが3本に1本程度あった。

このような場合は、非常停止ボタンを押した上で、ローラー側に移動し、加工材をスパイクにかかるところまで押し進めることになっているが、



帯のこ盤等概要図（単位：センチメートル）

